

入 札 説 明 書

調達案件名

藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス
管理及び運行業務委託

相模原市 財政局 財政部 契約課

(令和8年7月14日入札公告分)

この入札説明書は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

別紙「入札案件概要書」のとおり

（2）契約件名

別紙「入札案件概要書」のとおり

（3）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（4）履行期間

別紙「仕様書」のとおり

（5）履行場所

別紙「仕様書」のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

（1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。

（3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

（4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。

（5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

（6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (8) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (9) 開札日の前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として、営業種目「運搬・保管の請負」、細目「スクールバス等運行」での認定がなされていること。なお、名称の如何を問わず、本発注の受注を目的に結成された共同企業体等による入札参加は認めないが、開札日の前日までに上記の競争入札参加資格者としての認定を受けることができる場合はこの限りではない。
- (10) 道路運送法に規定する貸切送迎輸送ができること。
- (11) 国土交通省の認可の他、運送を行う上で必要となる法規上の手続きを行うことができること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391（直通）

FAX 042-769-5325

Eメールアドレス keiyaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(9)に基づく本市競争入札参加資格者名簿に登載がない者が、特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

(2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

(3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式１）（電子入札システムによる申請の場合は不要）

（２）提出期間

別紙「入札案件概要書」のとおり

（３）提出方法

５（１）の提出書類を、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムが利用できない場合は、紙等により持参又は E-mail の方法で提出すること。

（４）提出場所

「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

※紙等による提出を希望する場合、電子入札システムが利用できないことを確認する必要があるため、事前に「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」に電話等で連絡すること。

（５）入札参加資格の有無については、競争参加資格確認通知書により通知する。

（６）入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

（７）提出書類受付締切日時は、紙等により提出する場合も同様とする。紙等により競争参加資格確認申請書を提出した場合、以降、入札書提出に至る一連の手続きを紙等により行う（以下、当該手続きを「紙入札」という。）。紙入札に当たっては、別途、紙入札承認を受けること。

※紙入札による場合は、郵便入札とする。

（８）競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

６ 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

（１）入札期間

別紙「入札案件概要書」のとおり

（２）開札日時

別紙「入札案件概要書」のとおり

（３）場所

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

相模原市役所第２別館３階入札室

※郵便入札における入札書受付締切日時等は、「１６ 郵便入札に関する事項」の説明による。

７ 入札参加資格の喪失に関する事項

（１）入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

（２）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

８ 入札説明書（仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1026670/1003487.html>

- (2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

- (3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式（Word 形式）により提出すること。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/keiyaku/index.html

※紙入札参加者は、事前に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に電話等で連絡の上、E-mailの方法で「質問回答書（電子入札用）」を提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札参加者については、E-mailにより回答を送付する。

- (4) 質問は、上記(3)以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) **入札金額は、履行期間全体の総額とすること。**

- (2) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（軽減税率対象品目については100分の8に相当する額（これらの額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てた金額））を加算した金額をもって契約金額とする。

- (3) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約限度金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第16条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま参加した入札
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) ICカードを不正に使用した入札
- (6) 入札参加を認められた者で、落札決定までに「2 入札参加に必要な資格に関する事項」の(1)

から（７）までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
（７）次に掲げる不備があった紙入札

- ア 入札者等の記名がないもの
- イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
- ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- エ 公告に示した案件名の記載がないもの
- オ 所定の日時までに到達しないもの
- カ 封筒に入札書を２通以上入れたもの
- キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ク 紙入札承認を受けていないもの
- ケ 書留郵便で送付していないもの
- コ 二重封筒にしていないもの

1.2 落札者の決定方法に関する事項

- （１）予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （２）原則として、落札者の決定は開札日とする。
- （３）最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- （４）入札執行回数は、原則として１回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を１回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して７日（開札日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。

なお、１回目の入札に参加しなかった者、１回目の入札で無効な入札をした者又は１回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

- （５）落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- （６）紙入札により参加した者へは（４）及び（５）の通知はE-mailにて行う。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約限度金額の１０分の１以上の契約保証金を契約締結日までに納付すること。ただし、契約規則第３４条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

履行保証保険契約を締結する場合は、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、当該保険期間の終期の日から起算して７日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、その場合においても保険金額は、契約限度金額の１０分の１以上とし、寄託できない場合は契約を解除する。また、新たな履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合においても、当該履行保証保険契約の保険期間の終期が契約期間の最終日に至らないものであるときは、同様とする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金額の支払方法に関する事項

契約金額の支払いは、契約書及び仕様書に従って、請求に基づき行う。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、別途通知等で指定した場合を除き、原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とする。郵便入札を行う場合は、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に事前に連絡すること。
- (2) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ封緘の上、中封筒には氏名等を記載すること。外封筒には入札番号、件名及び開札日を記載するとともに「入札書在中」と朱書し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」宛てに郵送すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (3) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (4) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 開札に立ち会う者に関する事項

開札は電子入札システムにおいて行うため、原則として入札者の立会いは要しない。ただし、立会いを希望する場合は、開札日前日までに「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に連絡すること。

また、開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければならない。

1.8 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別紙「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加
 - 2(9)に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の認定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、かながわ電子入札システムに係る「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

(様式1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

相模原市長 あて

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための書類を添えて申請します。

公告年月日	
案件名	

入札案件概要書			公告日	令和8年7月14日	公告別案件No	1/1
入札番号			4054			
契約件名			藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託			
契約期間			仕様書のとおり			
履行場所			仕様書のとおり			
参 加 条 件	認定済 営業種目 (開札日の前日まで)	営業種目		細目		
		「運搬・保管の請負」		「スクールバス等運行」		
競争参加資格確認申請書 受付期間		令和8年7月14日（火）午前9時 から 令和8年7月24日（金）正午 まで				
競争参加資格確認通知書 発行期間		令和8年7月30日（木）午後1時 から 令和8年7月30日（木）午後5時 まで				
参加資格がないと認めた 理由の説明請求期限		令和8年8月5日（水）午後5時 まで				
質問期限		令和8年7月27日（月）				
回答期限		令和8年8月4日（火）				
参加資格がないと認めた 理由の説明請求に係る回 答期限		令和8年8月7日（金）午後5時 まで				
入札書受付期間		令和8年8月14日（金）午前9時 から 令和8年8月17日（月）午後5時 まで				
		＊郵便の場合 令和8年8月14日（金）までに必着				
開札予定日時		令和8年8月18日（火）午前10時				
備考		・この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。 ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約による調達である。				

藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託仕様書

1 委託業務名

藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託

2 委託期間

令和8年8月25日から令和9年7月31日まで

3 業務内容

(1) 車両管理業務

ア 委託台数等

車両管理業務を委託する台数は、バス3台(詳細は7(6)のとおり)とする。

イ 管理の形態

委託期間を通した一切の車両管理業務とし、関連法令を遵守し、常に運行できるように管理を行うこと。

ウ 車両管理日数

年 度	日 数
令和8年度	219 日

年 度	日 数
令和9年度	122 日

(2) 通学バス運行業務

ア 委託台数等

6コース6台とし、相模原市が車両管理業務を委託するバス3台(詳細は7(6)のとおり)を使用し、その他3台(増車も可)は受注者が調達する。

※車両の故障等により、やむを得ず他の車両を使用する場合は、その理由を発注者に説明し、承認を得るものとする。

イ 運行委託の形態

道路運送法第3条第1号口の規定による一般貸切旅客自動車運送事業とする。

ウ 運行コース及び発着時間

コース	走行距離 (片道)	登校便 運行回数 (便/週)	登校便 時間帯	下校便 運行回数 (便/週)	下校便 時間帯
藤野小： 吉野コース	2.6km	5	7:38～ 7:55	10	13:20～ 15:05
藤野小： 小渕コース	4.2km	5	7:36～ 8:03	10	13:20～ 15:05
藤野南小・藤野中： 奥牧野コース	10.5km	5	7:36～ 8:20	20	13:15～ 17:52
藤野南小・藤野中： 篠原コース	17.5km	5	7:20～ 8:20	20	13:15～ 18:00
藤野北小・藤野中： 上岩コース	7.6km	5	7:47～ 8:20	20	14:25～ 17:43
藤野北小・藤野中： 和田コース	5.9km	5	7:49～ 8:20	20	14:25～ 17:36

※走行距離は登校時に最初の児童生徒が乗車した時点から学校までとして積算している。

※時間帯及び運行回数は、見込みとする。

※下校時間、発車場所及び回数は曜日によって異なる。(別紙1 スクールバス 登下校時間及び発車場所(予定)参照)

※降雪、台風などの天候により、登下校時間を変更する場合もある。

エ 年間運行日数(予定)

期 間	運行コース	運行日数
8/25～3/31	藤野小：吉野コース	133 日
	藤野小：小湊コース	
	藤野南小・藤野中：奥牧野コース	
	藤野南小・藤野中：篠原コース	
	藤野北小・藤野中：上岩コース	
	藤野北小・藤野中：和田コース	
4/1～7/31	藤野小：吉野コース	70 日
	藤野小：小湊コース	
	藤野南小・藤野中：奥牧野コース	
	藤野南小・藤野中：篠原コース	
	藤野北小・藤野中：上岩コース	
	藤野北小・藤野中：和田コース	

※運行日数には、休日に開催される授業参観や運動会等の日数も含まれる。

オ コース別乗車児童・生徒数(令和8年4月時点)

運行コース	児童数	生徒数	計
藤野小：吉野コース	24		24
藤野小：小湊コース	15		15
藤野南小・藤野中：奥牧野コース	18	8	26
藤野南小・藤野中：篠原コース	12	6	18
藤野北小・藤野中：上岩コース	10	9	19
藤野北小・藤野中：和田コース	6	7	13

※児童・生徒数は転居等により増減する。

カ スクールバス混乗

(ア) 運用方法

相模原市が発行する乗車許可証を提示した者(以下「混乗利用者」という。)を乗車させる。

(イ) 運行ルート及び発着時間

運行ルート及び発着時間はウの「小湊コース」「上岩コース」のとおりとし、登校便は1便、下校便は学校の日課に基づいた1～3便の運行とする。

(3) 校外学習等バス運行業務

ア 委託台数等

校外学習等に必要な台数とし、車両については発注者及び受注者協議のうえ決定する。

イ 運行委託の形態

道路運送法第3条第1号ロの規定による一般貸切旅客自動車運送事業とする。

ウ 運行ルート及び発着時間

校外学習等の内容により、その都度指示する。

ただし、校外学習については、登下校時間に影響のない範囲とする。

エ 年間運行日数（予定）

期 間	区分	運行回数	備 考
8/1～3/31	市内	73	
	市外	3	
4/1～7/31	市内	33	
	市外	1	

4 委託契約に含まれる費用

(1) 車両の調達に係わる一切の費用（市所有バスを除く。）

(2) 車両の登録変更等国土交通省の認可に要する費用

(3) 燃料費

(4) 車検、定期点検、日常の点検及びこれらに要する一切の費用

(5) 車両の消耗品及び修繕費

なお、受注者の責によらない大規模な修繕については、協議とする。

(6) 任意保険料（補償の設定は次のとおりとする。）

項 目	補償内容
対人賠償保険	無制限
対物賠償保険	無制限
搭乗者傷害保険	2,000 万円以上/1 名
車両保険	時価相当額

(7) 運転手の雇用及びこれに伴う一切の費用

(8) 車両の公租公課に関する全般の費用

(9) 故障、事故等何らかの事由により運行できなかった場合の代替輸送の費用

(10) 事故処理に関する全般の費用

(11) 運転手の連絡用携帯電話の設置及びこれに伴う一切の費用

(12) 市が管理委託するバスの駐車場の維持管理にかかる費用

(13) 運行業務の実施に必要なその他一切の管理業務にかかる費用

5 契約の相手方として必要となる条件（通学バス運行業務）

(1) 児童、生徒、付添いのために同乗する者及びスクールバスへの混乗に係る乗車許可証の交付を受けた者（以下「児童及び生徒等」という。）の送迎であることに配慮しながら、安全に運行ができること。

(2) 藤野地区内の児童及び生徒等を対象として、道路運送法に規定する貸切送迎輸送ができること。

(3) 各コースの登校時及び全学年一斉下校時は、一回の運行で補助席を使用せずに全員乗車できること。

(4) 児童及び生徒の安全確保にあたり、試走を行うとともに、必要に応じて登下校時に教師及び保護者が乗車できること。

(5) 国土交通省の認可のほか、運送を行う上で必要となる法規上の手続きを行うことができること。

- (6) 天候の急変や学校行事の変更等による登下校時間等の変更に対応し、1 時間以内に配車できること。
- (7) 故障、事故等で運行できなくなった場合、迅速に代替輸送ができ、学校運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- (8) 学校及び教育委員会が指定する場所で乗降ができること。特に吉野及び小湊地区の国道 20 号においては児童が居住する道路の両側で乗降できること。
- (9) 市が管理業務及び運行業務を委託するバス 3 台は、児童及び生徒等の送迎並びに市主催事業及びそれに準ずる事業以外には使用しないこと。
- (10) 児童及び生徒の送迎時に、事前に登録のある地域住民が利用できる混乗事業については、市と調整し実施すること。

6 環境配慮事項

- (1) 業務の実施において、「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
- (2) 提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 業務の実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

7 その他

- (1) 業務委託を開始する前に、次の事項を記載した書類を提出すること。記載事項に変更があった場合は、その都度報告し、関係書類を提出すること。
 - ① 道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可関係書類
 - ② 委託業務を指揮監督する責任者の所属・職名・氏名
 - ③ 委託業務に従事する主な担当者の所属・職名・氏名
 - ④ 任意保険加入が確認できる書類
- (2) 委託業務に従事する職員は、常に写真付きの身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (3) 毎月 1 日から末日までに履行した管理業務及び運行業務について、運行等業務報告書を作成して毎月 10 日までに前月分を提出し、検収を受けなければならない。この検収を受けた後、速やかに所定の手続きにより委託料を請求するものとする。
- (4) 運行業務等において交通事故が発生した場合は、速やかに状況等を口頭により報告するとともに、交通事故報告書を作成し提出するものとする。また、交通事故等の処理に伴う示談交渉の経過についても逐次報告するものとする。
- (5) 市が管理運行業務を委託するバス 3 台の駐車場は、特別な事情がない限り藤野中学校体育館横のバス駐車場とする。

(6) 市が管理運行業務を委託するバスの型式

車名	日野	日野	三菱
車両番号	相模 200 は 446	相模 200 さ 1483	相模 200 さ 1553
車台番号	RR2AJD40335	XZB70-0014518	BE740G-200326
初年度登録年月	平成 30 年 12 月	令和 3 年 2 月	令和 4 年 8 月
車体の形状	リヤーエンジ ン	キャブオーバ	キャブオーバ
乗車定員	45 人	29 人	29 人
車両総重量	10135 kg	5445 kg	3910 kg
長さ	899 cm	699 cm	699 cm
原動機の型式	A05C	N04C	4P10
型式	2DG-RR2AJD	2KG-XZB70M	2RG-BE740G
総排気量	5.12 ℓ	4.00 ℓ	2.99 ℓ

※乗車定員は補助席を除き、運転手を含む。

(7) 登下校時間

別紙 1 スクールバス登下校時間及び発車場所(予定)のとおり

(8) バス路線図

別紙 2 藤野地区内スクールバス経路図のとおり

(9) 受注者は、この契約が終了した時、または契約を解除された時は、速やかに発注者が指定する第三者に対して、本仕様書に記載されている業務内容等を引き継ぐこと。

(10) 本仕様書に記していない事項は、発注者と受注者協議の上、決定すること。

スクールバス登下校時間及び発車場所（予定）

1 登校

登校は各コースで1便。

ただし、行事等、必要に応じて他の時間の運行もあり得る。

2 下校

(1) 小学校

	藤野小学校		藤野北小学校		藤野南小学校	
	下校時間	便 数	下校時間	便 数	下校時間	便 数
発車場所	藤野小学校		藤野北小学校		やまなみ温泉 バスターミナル	
月曜日	① 13:20 ② 14:20 ③ 15:05	3 便	① 14:20 ② 15:10	2 便	① 13:10 ② 14:45 ③ 15:30	3 便
火曜日	① 14:20 ② 15:05	2 便	① 14:20 ② 15:10	2 便	① 14:45 ② 15:30	2 便
水曜日	① 14:20	1 便	① 14:20 ② 15:10	2 便	① 14:45	1 便
木曜日	① 14:20 ② 15:05	2 便	① 14:20 ② 15:10	2 便	① 14:45 ② 15:30	2 便
金曜日	① 14:20 ② 15:05	2 便	① 14:20 ② 15:10	2 便	① 14:45 ② 15:30	2 便
合 計		10 便		10 便		10 便

(2) 中学校

	藤野中学校				
	上岩コース	和田コース	奥牧野コース	篠原コース	便数
発車場所	藤野中学校	藤野中学校 ※月曜日のみ 藤野北小学校	藤野中学校	藤野中学校	
月曜日	① 15:05	① 15:35	① 15:05	① 15:05	1 便
火曜日	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	2 便
水曜日	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	2 便
木曜日	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	2 便
金曜日	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	① 15:50 ② 17:00	2 便
合計					9 便

※日課により変更が生じるため、柔軟に対応すること。

※三者面談時などは、1日に3便運行する場合あり。

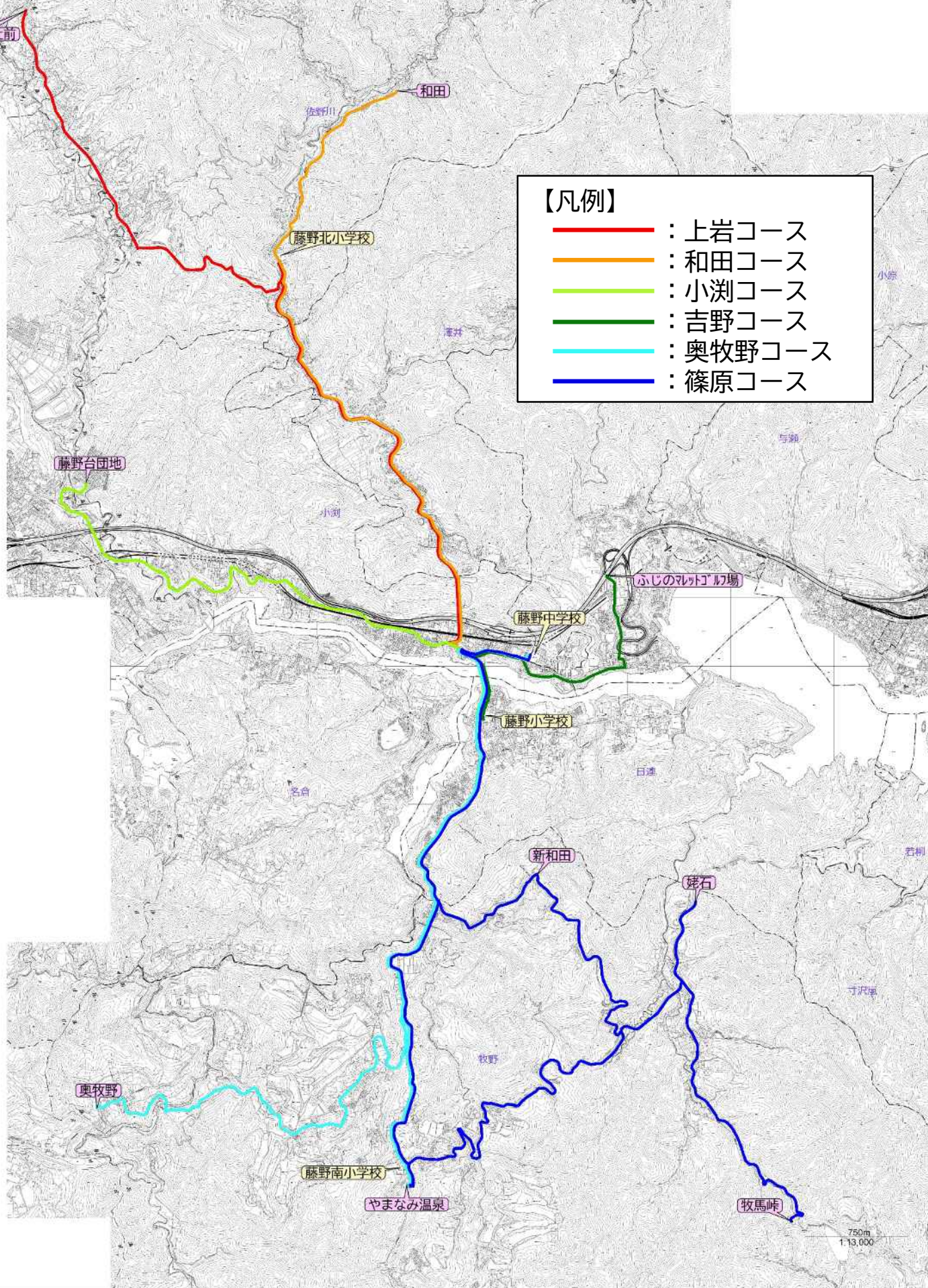
※始業式、終業式(修了式)、卒業式、定期試験の日などは特別便を運行すること。

※藤野中学校の冬季期間の運行については、別途調整すること。



藤野地区内スクールバス経路図

別紙2



750m
1:13,000

藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託契約書（案）

1 業務委託の名称	藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託			
2 履行場所	相模原市 緑区藤野地区内 ほか			
3 契約限度金額	十億	百万	千	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額				
内訳 令和8年度 円 令和9年度 円				
4 契約期間	契約期間は、令和8年8月25日から令和9年7月31日までとする。			
5 契約金額の支払	受注者は発注者に対し、この契約に定める藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託料を請求するものとし、発注者は当該請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。			
	☐ 前金払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☐ 概算払 (☐ 一括払 ☐ 分割払) ☒ 確定払 (☐ 一括払 ☒ 分割払)			
	備考			
6 契約の保証	☐ 現金 円 ☐ 履行保証保険 円 ☐ 有価証券 円 ☐ 免除 (第 条全文削除) ☐ 銀行等、保証事業会社の保証 円 (相模原市契約規則第34条第 号)			
7 予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除	発注者は、令和9年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。			

上記の藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託について、発注者と受注者は、次のとおり委託契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

収入
印紙

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者 所在地
名称
代表 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)に従い、この契約を履行しなければならない。

2 業務履行に必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

3 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約金額)

第1条の2 この契約に係る契約金額は、別表に規定する契約単価(以下「契約単価」という。)に第18条の検査に合格した数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。ただし、契約単価に消費税及び地方消費税を含む場合には、契約単価に、第18条の検査に合格した数量を乗じて得た金額とする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約限度金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号又は第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条の5第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約限度金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約限度金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（業務の実施日）

第3条 業務の実施日は、月曜日から金曜日まで(相模原市立小中学校等の管理運営に関する規則(昭和35年4月30日教育委員会規則第2号)第3条第1項各号に掲げる日を除く。)及び発注者が指定する授業日とする。ただし、振替授業日及び臨時休業日は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（業務の適正履行）

第6条 受注者は、本業務の本旨及び道路運送法(昭和26年法律第183号)その他の関係法規の規定に従い、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に業務を履行しなければならない。

(従業者の監督等)

第7条 受注者は、従業員の規律及び業務時間中の行為について、指揮監督の義務を負い、事故発生の防止に努めなければならない。

2 受注者は、身分証の携帯を従業員に義務付け、従業員であることを明瞭にして、清潔を保持するよう努めなければならない。

(従業員の交替)

第8条 発注者は、従業員が業務の円滑な運営に支障をきたすと認めたときは、受注者と協議のうえ交替をさせることができる。

(受注者の運送責任)

第9条 受注者の運送責任は、所定の乗車場所において児童、生徒、付添いのために同乗する者及びスクールバスへの混乗に係る乗車許可証の交付を受けた者(以下「児童等」という。)が乗車した時に始まり、所定の降車場所において児童等が下車した時に完了するものとする。

(経費の負担)

第10条 この業務の履行に要する機材等にかかる経費及び許認可にかかる経費は、すべて受注者の負担とする。

(履行期間又は契約期間の変更方法)

第11条 履行期間又は契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間又は契約期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約単価又は契約限度金額の変更方法等)

第12条 契約単価又は契約限度金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし契約単価又は発注上限額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価の変動に基づく契約単価又は契約上限金額の変更)

第13条 特別な要因により履行期間内又は契約期間内に燃料等の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約単価又は契約上限金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、契約単価又は契約上限金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内又は契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約単価又は契約上限金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約単価又は契約上限金額の変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、契約単価又は契約上限金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第14条 業務上緊急の措置を要すると認められるときは、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において受注者は、そのとった措置について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 前項の規定による措置に要した費用のうち、当初の契約上限金額に含めることが不相当と認められる部分の経費の負担については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

（一般的損害）

第15条 業務の完了前に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。

ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第16条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の場合について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第17条 業務の完了前に、天災等、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち契約上限金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約上限金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約上限金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(履行報告)

- 第18条 受注者は、毎月1日から末日までに履行した業務について、運行等業務報告書を作成して、毎月10日までに前月分を発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、必要と認めるときは、随時受注者の業務の処理内容について報告を求めることができる。

(契約代金の支払い)

- 第19条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を相模原市指定金融機関において支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付があるときは、最終の契約代金の支払いに併せて返還するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第20条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を履行できない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約上限金額から第18条の規定による履行報告に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務を履行できないとき又は契約期間後相当の期間内に業務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第21条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第21条の4 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下

「受注者等」という。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。) において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは同法第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(発注者の損害賠償請求等)

第 21 条の 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに業務を完了することができないとき。
- (2) 第 21 条、第 21 条の 2、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4 の規定により、目的の達成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約上限金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 21 条、第 21 条の 2、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4 の規定により目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 目的の達成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合(第21条の3及び第21条の4の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第21条各号又は第21条の2各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第21条又は第21条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第21条、第21条の2、第21条の3及び第21条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条の2 受注者は、第11条又は第12条の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条の3 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第24条又は第24条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第19条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第24条又は第24条の2各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第24条又は第24条の2の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第26条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、第18条の規定による履行報告を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第27条 受注者は、第21条の4各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第21条の4第1号から第3号までの規定に該当する場合において、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第21条の4第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の遅延利息)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺)

第29条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第30条 受注者は、契約の履行に当たって、市排除条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(守秘義務)

第31条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第32条 この契約条項について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表（第 1 条の 2 関係）

摘 要	単位	単 価 (税込)	備 考
藤野小：吉野コース(中型)	日		事業者所有バス
藤野小：小淵コース(小型)平日	日		事業者所有バス
藤野小：小淵コース(小型)休日	日		事業者所有バス
藤野南小・藤野中： 奥牧野コース(中型)	日		市所有バス
藤野南小・藤野中： 篠原コース(小型)	日		市所有バス
藤野北小・藤野中： 上岩コース(小型)平日	日		市所有バス
藤野北小・藤野中： 上岩コース(小型)休日	日		市所有バス
藤野北小・藤野中： 和田コース(ワゴン車)	日		事業者所有バス
車両管理費用	月		
校外学習等(市内)	日		
校外学習等(市外)	日		

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 「藤野地区内の相模原市立小・中学校通学バス管理及び運行業務委託」（以下「本委託業務」という。）について、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び関係法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、業務の着手前に文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者は、責任者を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、業務従事者を変更する場合は、事前に文書により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、発注者と協議し、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本委託業務の着手前に文書により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び業務従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（監督、教育等の実施）

第5条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任者及び業務従事者に対する適切な監督を行うとともに、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし
てはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、退職した後も含め、第1項
の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないため必要かつ適切な監督
をしなければならない。また、本委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持
に関して誓約する旨を文書により提出させ、文書によりこのことを発注者に報告しなければな
らない。

(再委託)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の全部又は一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着
手前に次に定める項目を明確にした上で、文書により再委託する旨を発注者に申請し、その承
認を得なければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督
の方法

- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注
者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法につ
いて具体的に規定しなければならない。

- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況の管理及び監督を
するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなけ
ればならない。

- 6 受注者は、次に定める事項を遵守するものとする。再委託先が委託された業務をさらに第三
者へ委託する場合のように委託が繰り返される場合においても同様とし、再委託の契約書等に
その趣旨を盛り込むものとする。(この場合においては、再委託など事業者のつながりを「委託
の系列」という。)

- (1) 受注者は、受注者に関する特記事項に係る文書及び受注者が委託の系列を通じて取得した
特記事項に係る文書の写しを、発注者へ提出するものとする。
- (2) 前号の文書を用いる場合だけでなく、文書を用いない場合においても、個人情報の取扱い
に関する承認、指定等、意思決定に関わる事項は、事前に委託の系列を通じ発注者の承認、
指定等を得るものとする。
- (3) 受注者が再委託する場合、第1号の「発注者」を「委託の系列を通じ相模原市」と、第
15条の「発注者」を「発注者及び相模原市」と、第16条第3項の「発注者」を「相模原
市」とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で嚴重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 個人情報を電子メールで送信しないこと。ただし、発注者が承認したときはこの限りではない。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承認なく第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者との間の個人情報の受渡しに関しては、文書により発注者に対して申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は消去等)

第12条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は消去若しくは廃棄を実施しなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を文書により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者氏名及び消去又は廃棄の内容を記録し、文書により発注者に対して報告しなければならない。

(開示請求等)

第13条 個人情報に係る本人からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求については、発注者が法及び相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年相模原市条例第32号)の規定に基づき対応するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受注者は、個人情報の取扱いの状況について定期に又は発注者の求めに応じて文書により報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

- 第15条 発注者は、本契約及び本特記事項の遵守状況を確認するため、受注者に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。ただし、実地検査を行うことが難しい場合であって、受注者が当該実地検査の項目について調査した結果を発注者に報告したときは、この限りでない。
- 2 受注者は、発注者が監査等を行う場合、当該監査等に協力しなければならない。
 - 3 発注者は、監査等を行うときは、受注者に対し、あらかじめ通知するものとする。
 - 4 発注者は、監査等の結果、個人情報の取扱いについて改善が必要であると認めるときは、受注者に対し、その改善を指示することができる。
 - 5 受注者は、前項の規定による指示を受けたときは、その指示への対応について、発注者が指定する期限までに報告しなければならない。

(事故時の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を文書により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第18条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、第三者に本委託業務の実施に起因する損害を与えた場合は、その損害を自らの責任において賠償するものとする。